国名 ハイチ 在外公館名 在ハイチ日本国大使館 情報確認年月日 2019年5月10日 医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要(🛭 は該当) □持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 ☑事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 ☑渡航前に準備が必要な書類がある。 □(滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず)持ち込むことがで きる医薬品の数量に制限がある。 口持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 口その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。 医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容 ○ 医療用の麻薬及び向精神薬を自己の疾病の治療で携帯して入国する場合

〇 医療用の麻薬及び向精神薬の携帯輸入の許可を受ける方法は以下のとおり。

には、事前に許可申請が必要。

- ハイチの旅行を予定している者は、英文又は仏文による医師の診断書と 処方せん(医薬品名、内服量、総量を記載すること。)を入手し、在ハイ チ日本国大使館に提出する。
- ・ 在ハイチ日本国大使館は、旅行者の疾病名と医療用の麻薬又は向精神薬の内服が必要である旨を公式文書にし、英文又は仏文による医師の診断書と処方せん(医薬品名、内服量、総量を記載すること。)を添え、大使の署名入りでハイチ保健省事務次官宛てに提出すること。入国予定の1か月以上前に保健省に提出すること。
- ハイチ保健省において内容を確認し、事務次官の署名入りの許可書を 在ハイチ日本大使館に送付する。
- 在ハイチ日本大使館から旅行予定者に許可書を送付する。

- 旅行者はハイチ入国時に、上記の許可書に加え、英文又は仏文による医師の診断書と処方せんを提示する必要がある。
- 〇 麻薬又は向精神薬の注射アンプルは使用後の空のアンプルを保管しておき、出国時に保健省に提示する必要がある。錠剤等を包んでいるシート等も出国時まで残しておくことが望まれる。
- 医療用の麻薬及び向精神薬以外の医薬品を自己の疾病の治療で携帯して 入国する場合には、特に必要な手続きはない。

(参考) 在ハイチ日本国大使館連絡先

電話:【代表】(+509) 2256-5885/3333

consul@ht.mofa.go.jp

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

なし

参考情報